

**吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド
指定管理者募集要項
(改訂版)**

令和元年5月9日

吉野川市

目 次

第1 募集要項の位置付け	1
第2 施設の概要	1
第3 業務の範囲	2
1 管理の基準	2
2 指定管理業務の範囲	2
3 市と指定管理者のリスク分担	4
第4 指定期間	5
第5 指定管理業務に必要な経費	5
第6 応募資格	5
1 応募資格	5
2 共同企業体による応募	6
第7 応募の方法	6
1 応募の方法	6
2 応募書類	6
3 応募書類の提出部数	7
4 応募に当たっての留意事項	7
第8 応募の受付期間	7
1 受付期間	7
2 提出先	7
第9 指定管理者の選定	7
1 募集及び選定の方法	7
2 選定委員会の設置	7
3 選定基準	8
4 指定管理者の選定	8
5 選定結果の通知及び公表	8
6 協定の締結	8
7 無効又は失格	8
第10 応募説明会及び現地見学会	8
1 応募説明会及び現地見学会	8
2 申込方法	9
3 申込先	9
第11 募集に関する質問の受付と回答	9
1 質問の受付	9

2 質問の回答.....	9
第12 募集及び選定スケジュール.....	10
第13 その他の事項.....	10
第14 問合せ先.....	10
第15 添付資料.....	10

第1 募集要項の位置付け

「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）は、吉野川市（以下「市」という。）が、「吉野川市アリーナ」、「吉野川市民センター」、「吉野川市立鴨島図書館」及び「吉野川市多目的グラウンド」（以下「当該施設」という。）の管理運営を行う指定管理者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、応募者の手続等を定めるものである。

なお、募集要項に記載がない事項については、「業務仕様書」及び「募集要項に関する質問回答」によることとする。

第2 施設の概要

市では、鴨島駅周辺地区の活性化推進に向けて、「吉野川市民プラザ」として、令和2年3月の竣工を予定し、旧麻植協同病院の跡地に新たに「吉野川市アリーナ」を整備するとともに、旧麻植協同病院北棟を活用して、子育て支援センター等を併設する「吉野川市民センター」や「吉野川市立鴨島図書館」の整備を進めている。また、川島地区に「吉野川市多目的グラウンド」を整備し、平成31年4月から供用開始している。

以下に施設の概要を示す。

①吉野川市アリーナ

名 称	吉野川市アリーナ
所 在 地	吉野川市鴨島町鴨島 252 番地 1
構 造	鉄骨造 2階建
延床面積	5,953.27 m ²
施設内容	メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、事務室、大会本部室、・多目的室、シャワー室、更衣室、脱衣室 等
利用時間	午前9時～午後10時
休 館 日	年末年始（12月28日～翌年1月3日）

②吉野川市民センター

名 称	吉野川市民センター
所 在 地	吉野川市鴨島町鴨島 252 番地 1
構 造	鉄骨造 5階建
延床面積	5,197.20 m ²
施設内容	図書館、子育て支援センター、サテライトオフィス、会議室、事務室 等
利用時間	午前9時～午後10時
休 館 日	年末年始（12月28日～翌年1月3日）

③吉野川市多目的グラウンド

名 称	吉野川市多目的グラウンド
所 在 地	吉野川市川島町栗村字新池尻 607 番地 23
敷地面積	約 24,600 m ²
施設内容	人工芝グラウンド（利用可能な種目：ソフトボール、サッカー、フットサル、ハンドボール等）、夜間照明設備、倉庫 等
利用時間	午前9時～午後9時
休 館 日	年中無休

第3 業務の範囲

1 管理の基準

当該施設は、市民の健康増進と生涯学習活動の拠点として位置づけられる施設であり、市民が広く利用する公の施設であることを十分に認識し、利用者にとって快適な施設としての環境づくりや利用促進を目指すとともに、日常的・定期的に必要な保守及び点検を行うことにより最良の状態を維持し、利用者に不快感を与えないように努めること。

管理運営に関する基本理念を以下に示す。

- ①施設の設置目的に則した管理運営を行うこと。
- ②公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- ③利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。
- ④施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ⑤利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- ⑥市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

2 指定管理業務の範囲

本業務においては、指定管理者が以下に示す業務を行うことを指定管理業務の範囲とする。なお、詳細については各業務の仕様書に示す。

また、応募に際しては、1社又は複数の企業から構成される共同企業体により、(1)～(3)のすべての業務に一括して応募すること。（「第7 応募の方法」にて後述）

(1) 吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務

- ①吉野川市民プラザに係る業務
 - ア. 建築物保守管理業務
 - イ. 建築設備等保守管理業務
 - ウ. 環境衛生管理業務
 - エ. 清掃業務
 - オ. 植栽管理業務
 - カ. 保安警備業務
- ②吉野川市多目的グラウンドに係る業務
 - ア. 保守管理業務
 - イ. 清掃業務
 - ウ. 植栽等管理業務
 - エ. 保安警備業務
- ③施設共通業務
 - ア. 修繕業務

イ. 記録等管理業務（点検記録等の保存・整理）

④ サービスに関する業務

ア. 施設等利用許可業務

イ. 使用料の徴収業務

ウ. 利用者への対応

エ. イベント等の企画・運営

オ. その他収益事業

※詳細は「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務仕様書」に示す。

(2) 吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務

① 管理に関する業務

ア. 統括責任者業務

イ. 庶務事務

ウ. 備品管理業務

エ. 広報業務

② サービスに関する業務

ア. 施設等利用許可業務

イ. 使用料の徴収業務

ウ. 利用者への対応

エ. イベント等の企画・運営

③ 安全管理業務

ア. 防災・危機管理等の対応

イ. 傷病等への対応

ウ. 遺失物・拾得物の対応

エ. 事件・事故への対応

※詳細は「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務仕様書」に示す。

(3) 吉野川市立鴨島図書館運営業務

① 開館準備業務

ア. 蔵書移転業務

イ. 除籍業務

ウ. 備品移転業務

エ. 配架業務

オ. 開館支援業務

カ. 開館準備業務

② 管理に関する業務

ア. 統括責任者業務

イ. 庶務事務

ウ. 備品等管理業務

エ. 広報業務

③安全管理業務

- ア. 防災・危機管理等の対応
- イ. 傷病等への対応
- ウ. 遺失物・拾得物の対応
- エ. 事件・事故への対応

※詳細は「吉野川市立鴨島図書館運営業務仕様書」に示す。

3 市と指定管理者のリスク分担

当該施設の管理運営に関する市と指定管理者とのリスク分担は、原則として次表に定めるとおりとする。

表 市と指定管理者のリスク分担

種類	内容	負担者	
		吉野川市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変更に伴う経費の増加		●
税制改正	法人税等の変更に係るもので企業及び団体の利益に係るもの		●
	上記以外の変更に係るもので自主事業に係るもの（消費税等）		●
	上記以外の変更に係るもので自主事業以外に係るもの（消費税等）	●	
法令改正	法制度の新設・変更に関するもので自主事業に係るもの（税制を除く）		●
	法制度の新設・変更に関するもので自主事業以外に係るもの（税制を除く）	●	
その他制度改正	指定管理者制度に直接関係する条例、規則の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少	●	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増大又は減少	協議事項	
資金調達等	資金調達ができなくなったことによる管理運営の中断等		●
管理運営	市の責め及び指示による業務内容の変更に関するもの	●	
	指定管理者の提案による業務内容の変更に関するもの		●
	自主事業に係る収入の変動		●
	運営時の周辺環境への配慮、住民対応、利用者からの要望・苦情等に関するもの		●
	市の発意による施設の大規模修繕（施設の原型を变ずる改修及び模様替え）や維持補修	●	
施設・設備の破損等による修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由又は30万円以下の修繕		●
	上記以外の場合	●	
貸与備品の損傷修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由（管理上の瑕疵等）又は1件30万円以下の場合		●
	1件30万円を超える場合	●	
資料等の損傷（展示資料を含む。）	通常運営における資料の損傷・紛失	協議事項	
	指定管理者の責めによるもの		●
	利用者の責めによるもの		●
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延期	●	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止、延期		●
不可抗力	天災・暴動等による施設・整備の復旧	●	
	天災・暴動等による事業の中断	協議事項	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	騒音、振動の発生等により周辺住民の生活環境を阻害し損害を与えた場合	協議事項	
	施設管理上の瑕疵による事故又は指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		●
個人情報の漏洩			●

第4 指定期間

令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

ただし、指定管理者との協定締結から令和2年3月31日までの期間においては、別途、市と指定管理者で開業準備業務に係る契約を締結することを予定している。

第5 指定管理業務に必要な経費

指定管理者は、管理業務に必要な経費を、市が支払う指定管理料、販売手数料及び自主事業の収入によって賄うものとする。指定管理料の額については、指定管理者に選定された応募者が提出した指定管理料見積書に記載された額を基本として、市と指定管理者が締結する基本協定書及び年度協定書により決定する。

なお、指定管理料の見積に当たっては、業務ごとに各年度に設定する基準額を上回る提案をした場合は失格とする。

各業務の基準額（消費税及び地方消費税額を含む。）は以下のとおりとする。

(1) 吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務

（基準額）55,044千円以内（年額）

(2) 吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務

（基準額）60,665千円以内（年額）

(3) 吉野川市立鴨島図書館運営業務

（基準額）52,255千円以内（年額）

※基準額のうち、11,200千円以上を新規図書（新聞・雑誌等を含む）購入費とすること。

第6 応募資格

1 応募資格

法人その他の団体（個人での申請は不可。）又は共同企業体であって、次のすべての条件を満たすものとする。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に定める公正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続を行っていないこと。
- ②法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- ④吉野川市及び他の自治体等から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- ⑥国税又は地方税等を滞納していないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団」という。）ではないこと。

- ⑧団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑨「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」を実施する者にあつては、公共施設の維持管理業務を履行した実績を有すること。
- ⑩「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運營業務」を実施する者にあつては、体育施設の運營業務を履行した実績を有すること。
- ⑪「吉野川市立鴨島図書館運營業務」を実施する者にあつては、公共図書館の運營業務を履行した実績を有すること。

※申請した法人等が応募資格を満たすかを確認するために、市より関係機関に照会を行う場合がある。

※指定管理者として選定された後、本市議会の議決後指定を受けるまでの間に、応募資格を満たさなくなった場合は、候補者としての資格を失うものとする。

2 共同企業体による応募

- ①共同企業体の名称を設定し、代表団体を定めること。
- ②共同企業体の構成団体は、単独での申請や他の共同企業体での申請はできない。

第7 応募の方法

1 応募の方法

本業務は以下の①～③の指定管理業務で構成されているが、応募に際しては、1社又は複数の企業から構成される共同企業体により、①～③のすべての業務に一括して応募すること。

- ①吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務
- ②吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運營業務
- ③吉野川市立鴨島図書館運營業務

2 応募書類

提出する応募書類は、次のとおりとする。

- ①指定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支計画書（様式第3号）
- ④指定管理料見積書（様式第4号）
- ⑤申立書（様式第5号）
- ⑥定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）。
- ⑦直近3カ年事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（法人以外の団体にあつては、市長が必要と認めるもの）。
- ⑧市税、県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に関する未納の税額がないことの納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、提出を

要しないものとする。)

⑨共同企業体協定書兼委任状（様式第6号）

※共同企業体による申請の場合は提出すること。

※共同企業体は、代表団体及び構成団体ごとに⑥、⑦、⑧の書類を提出すること。

⑩その他教育委員会が必要と認める書類

3 応募書類の提出部数

提出部数は、正本1部、副本15部とする。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。また、「2 応募書類」のうち、②事業計画書（様式第2号）及び③収支計画書（様式第3号）の電子データ（PDF形式及びMicrosoft Word（Windows版））を格納したCD-R等を2部提出すること。

4 応募に当たっての留意事項

- ①応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- ②応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③応募書類及び追加資料は、吉野川市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、原則として認めない。
- ⑤応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ⑥応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、「様式第7号 辞退届」を提出すること。

第8 応募の受付期間

1 受付期間

令和元年6月13日（木）から同年6月17日（月）まで
（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※提出方法は、持参のみとする。

2 提出先

吉野川市教育委員会 生涯学習課
〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
電話 0883-22-2271

第9 指定管理者の選定

1 募集及び選定の方法

指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

2 選定委員会の設置

吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例72号）及

び同条例施行規則に基づいて開催される「吉野川市教育委員会等公の施設の指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、選定基準等に基づいて応募書類等の審査を行い、指定管理者の候補者を選定する。

3 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例72号）及び同条例施行規則に照らし、事業計画書等応募書類の内容によりプレゼンテーションを行い、評価基準に照らし、総合的に評価し実施する。

4 指定管理者の選定

市では選定委員会での審議の結果をもとに、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体の選定を行う。

候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て、指定管理者として正式に指定される。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は、次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとする。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体に対して速やかに郵送にて通知する。選定結果（候補者）については、吉野川市公式ウェブサイトへの掲載等により公表する。

6 協定の締結

市と指定管理者の協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結する。なお、協定書は、全指定管理期間をとおして効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成する。

7 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがある。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られていなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会での協議の結果、不相当と認められるもの

第10 応募説明会及び現地見学会

当該施設の概要及び指定管理業務の内容等に関する説明会を次のとおり開催する。

指定管理者指定申請書の提出を予定する者は、必ず応募説明会及び現地説明会へ参加すること。

1 応募説明会及び現地見学会

開催日時：令和元年5月17日（金）13時30分から

開催場所：〔応募説明会〕吉野川市役所 東館3階 事務協議室32（吉野川市鴨島町鴨島115番地1）

〔現地見学会〕建設予定地（吉野川市鴨島町鴨島252番地1、吉野川市川島町栗村字新池尻607番地23）

参加人数：1社あたり3名以内

その他：応募説明会終了後に現地見学会を行う。

2 申込方法

令和元年5月14日（火）から同年5月16日（木）の午後5時までに、「様式第8号 指定管理者応募説明会及び現地説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、生涯学習課あてに郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

3 申込先

吉野川市教育委員会 生涯学習課

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話 0883-22-2271 FAX 0883-22-2270

E-mail s-gakushuu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

第11 募集に関する質問の受付と回答

1 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和元年5月20日（月）から同年5月22日（水）まで

(2) 受付方法

「様式第9号 募集要項に関する質問書」に記入の上、添付ファイルにて生涯学習課あてに電子メールで提出すること。

(3) 提出先

吉野川市教育委員会 生涯学習課

E-mail s-gakushuu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

2 質問の回答

募集要項等に関する質問等に対する回答は、令和元年5月31日（金）までに、吉野川市ホームページで公表する。

吉野川市ホームページ <http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>

第12 募集及び選定スケジュール

指定管理者の募集及び選定の主なスケジュール（予定）は次のとおりとする。

表 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和元年5月14日（火）～5月16日（木）	応募説明会及び現地説明会の参加申込の受付
令和元年5月17日（金）	応募説明会及び現地説明会の開催
令和元年5月20日（月）～5月22日（水）	応募要項に係る質問の受付
令和元年5月31日（金）まで	応募要項に係る質問の回答
令和元年6月13日（木）～6月17日（月）	応募書類の受付
令和元年7月中旬	指定管理候補者の選定及び選定結果の通知
令和元年9月中旬	指定管理者の指定
令和元年9月	指定管理者との協定締結
令和元年9月	開業準備業務に係る業務委託契約締結
令和元年10月～令和2年3月31日	指定管理者による開業準備業務
令和2年4月1日	指定管理者による指定管理業務開始

第13 その他の事項

- ①提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ②提出された書類等は、公募選考に係る公表とする場合や、その他教育委員会が必要と判断するときは、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ③提出書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- ④指定管理者指定申請書の提出を予定する者に対し、吉野川市民プラザ及び吉野川市多目的グラウンドに関する資料（電子データ）を貸与する。当該資料の貸与を希望する場合には、電話にて「第14 問合せ先」に事前連絡の上で受取に来ること。受取に際しては、所属する企業の社員証等の身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を持参すること。貸与した資料は、応募書類の受付期限までに返却するものとする。
- ⑤応募者は、市が提供する資料を本業務に係る検討以外の目的で使用してはならない。

第14 問合せ先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
吉野川市教育委員会 生涯学習課
電話 0883-22-2271 F A X 0883-22-2270
E-mail s-gakushuu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

第15 添付資料

- ①様式第1号 指定管理者指定申請書
- ②様式第2号 事業計画書
- ③様式第3号 収支計画書

- ④様式第4号 指定管理料見積書
- ⑤様式第5号 申立書
- ⑥様式第6号 共同企業体協定書兼委任状
- ⑦様式第7号 辞退届
- ⑧様式第8号 指定管理者応募説明会参加申込書
- ⑨様式第9号 募集要項に関する質問書

令和 年 月 日

指定管理者指定申請書

吉野川市長 川真田 哲哉 様

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
	連絡先	

「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」、「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務」及び「吉野川市立鴨島図書館運営業務」の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付資料

- 1 事業計画書
- 2 収支計画書
- 3 その他市長が定める書類

事業計画書【 業務】

団体名：

<p>1 同種・類似業務の実績と成果</p> <p>直近 3 年間の同種・類似業務の実績件数及び業務概要（事業内容、利用者数等）を要約して記入すること。また、参考資料があれば適宜添付すること。</p>
<p>2 管理運営の能力・ノウハウ</p> <p>同種・類似業務の実績に記載した事項のほか、施設の管理運営に資する団体としての能力やノウハウ等について記入すること。</p>
<p>3 管理運営の基本方針</p> <p>(1) 理念及び基本方針</p> <p>施設の管理運営にかかる理念及び基本方針について、体育施設及び市民センターの性格・機能及び役割や、市民の利用のしやすさ等利用者側からの視点を踏まえて記入すること。</p> <p>(2) 接遇の方針</p> <p>利用者接遇にかかる理念及び基本方針を記入すること。</p>
<p>4 職員配置及び人材の確保・育成計画</p> <p>(1) 職員配置の考え方</p> <p>サービスの質の確保と経営の効率性等の観点から、職員配置についての基本的な考え方・配置計画を記入すること。(職種(担当業務)・資格等・専任／兼任・雇用形態等)</p> <p>(2) 人材確保の考え方</p> <p>専門性と管理業務の質を安定的に確保するための、人材の確保に関する基本的な考え方を記入すること。</p> <p>(3) 人材育成・職員研修</p> <p>人材の育成に関する基本的な考え方と、研修の計画を記入すること。</p> <p>(4) 福利厚生・健康管理</p> <p>職員の福利厚生や健康管理のための取り組みを記入すること。</p>

(注 1) 用紙は A 4 版で自由に追加してください。

(注 2) 本様式は、業務ごとに作成してください。

団体名：

5 事業運営の実施計画

事業計画に当たっての基本的なねらいや、取り組みの内容について詳細に記入すること。

6 利用者数増加・サービス向上計画

(1) サービス向上の取り組み

募集要項「第3 業務の範囲」に掲げる各管理業務以外において、利用者数の増加や更なるサービスの向上のための考え方や取り組み、それにより期待される事業展開や効果等について記入すること。

(2) 利用者の意見の把握及び反映方法

利用者からの意見を事業運営に反映させ、サービスの向上につなげるための考え方や取り組み、それにより期待される効果等について記入すること。

(3) 利用者数増加のための取り組み

利用者数増加のための取り組みについて基本的な考え方や取組みの内容について記入すること。

(4) その他収益事業の取り組み

7 施設管理の実施計画

(1) 施設の維持管理の考え方と取り組み

(2) 会計管理の考え方と取り組み

(3) 安全管理の考え方と取り組み

- ・日常的な安全管理
- ・事故への対応
- ・災害への対応
- ・衛生管理

(4) 情報管理の考え方と取り組み

- ・個人情報等の保護
- ・情報公開

(5) 苦情解決の考え方と取り組み

(注1) 用紙はA4版で自由に追加してください。

(注2) 本様式は、業務ごとに作成してください。

指定管理料見積書

吉野川市長 川真田 哲哉 様

見積者 所在地
 団体名
 代表者

印

「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」、「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務」及び「吉野川市立鴨島図書館運営業務」の各業務に係る指定管理料を下記のとおり見積します。

1 吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務

指定管理料見積額		円
(年度内訳)	令和 2 年度	円
	令和 3 年度	円
	令和 4 年度	円

2 吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務

指定管理料見積額		円
(年度内訳)	令和 2 年度	円
	令和 3 年度	円
	令和 4 年度	円

3 吉野川市立鴨島図書館運営業務

指定管理料見積額		円
(年度内訳)	令和 2 年度	円
	令和 3 年度	円
	令和 4 年度	円

※消費税及び地方消費税（税率は10%とします。）を含む金額を記入してください。

令和 年 月 日

申 立 書

吉野川市長 川真田 哲哉 様

申立者 所在地
団体名
代表者

印

指定管理者の応募にあたり、次のとおり申し立てします。

当法人（当共同企業体）は、「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」、「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運営業務」及び「吉野川市立鴨島図書館運営業務」の指定管理の指定申請において、応募資格の欠格事項に該当しないことを誓約します。

共同企業体協定書兼委任状

吉野川市長 川真田 哲哉 様

共同企業体名
 代表者 所在地
 団体名
 代表者

印

件名	「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」、「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運營業務」及び「吉野川市立鴨島図書館運營業務」
----	---

上記件名の募集に参加するため、募集要項に基づき、共同企業体を結成し、吉野川市との間における下記事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同企業体の名称	
共同企業体の代表団体(受任者)	所在地 団体名 代表者職・氏名 担当する業務 印
共同企業体事務所所在地	
共同企業体の構成団体(委任者)	所在地 団体名 代表者職・氏名 担当する業務 印
	所在地 団体名 代表者職・氏名 担当する業務 印
共同企業体の成立、解散の時期及び委任期間	令和 年 月 日から、当該指定管理者の指定期間終了後 ヶ月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また当共同企業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に吉野川市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定締結に関する件 3 経費の請求及び受領に関する件 4 契約に関する件
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとします。

※共同企業体の構成団体の数が2者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

令和 年 月 日

辞 退 届

吉野川市長 川真田 哲哉 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

印

当法人（当共同企業体）は、「吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンド維持管理業務」、「吉野川市アリーナ・吉野川市多目的グラウンド運營業務」及び「吉野川市立鴨島図書館運營業務」の指定管理者の申請を辞退します。

担当者連絡先

フリガナ			
氏 名			
部署・職名			
電話番号		F A X	
E-mail			

令和 年 月 日

指定管理者応募説明会及び現地説明会参加申込書

吉野川市長 川真田 哲哉 様

当法人は、吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンドに係る指定管理者募集要項等に係る応募説明会及び現場見学会への参加を希望します。

団 体 名	
連 絡 先	電話番号
	F A X 番号
	メールアドレス
参加者氏名	

質 問 書

吉野川市長 川真田 哲哉 様

当法人は、吉野川市民プラザ・吉野川市多目的グラウンドに係る指定管理者募集要項等について、下記のとおり質問事項を提出します。

提出者	団体名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	項目	質問の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

※行が不足する場合は適宜挿入してください。